

令和7年4月30日

豊川市政記者クラブ加盟社 各位

東三河初！！ こども誰でも 通園制度

試行的事業の運用を始めます

令和8年度から全国の自治体において実施される「こども誰でも通園制度」の本格実施を見据え、公立保育園の2園において3クールにわたり**東三河で初めて**試行的事業を実施します。

記

1 事業の概要

こども誰でも通園制度は、全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、保護者の多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するために創設され、令和8年度から全国の自治体で実施されます。本市では、試行的事業として、保育所等に通っていない子どもを対象に、保護者の就労要件を問わず、月10時間の範囲内で定期的な預かりを行います。

2 対象

市内に住所を有する子どものうち、保育所、幼稚園、認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所及び企業主導型保育事業所に通っていない生後6か月～満3歳未満（利用する年度の4月1日時点での年齢）の子ども

3 利用時間

月10時間まで

※利用は週に1回、利用する施設、曜日（土日、祝日除く）及び時間固定の定期利用とし、1日あたりの利用時間は午前9時～午前11時又は午後1時～午後3時のいずれかの2時間

4 実施施設

下長山保育園及び御津北部保育園

5 定員

1 施設につき午前 3 名程度、午後 3 名程度

6 利用料金

1 時間につき 3 0 0 円

※生活保護世帯は、利用料金がかかりません。

7 利用の流れ

(1)児童面接予約

利用を希望する施設へ、下記の利用手続き表の面接、登録申請、利用申出の実施期間内（午前 9 時から午後 3 時まで）に電話し、児童面接の予約をします。

(2)児童面接、登録申請、利用申出

児童面接を受けるとともに、登録申請書の提出、利用希望曜日と時間の申出を行います。

(3)利用認定通知書、利用決定通知書受理

利用認定通知書及び利用決定となった方には利用決定通知書が届きます。

※申出者が多数の場合には、抽選により利用者を決定します。

(4)利用開始

(5)利用料支払

利用期間終了後に届く納付書にて、利用料を支払います。

利用手続き	実施期間
面接、登録申請、利用申出	5 月 12 日（月）～5 月 31 日（土）
利用認定通知書、利用決定通知書発送	6 月中旬
利用期間	7 月 1 日（火）～8 月 29 日（金）

上記以降のスケジュールについては、改めて広報やホームページでお知らせします。

【お問合せ先】

豊川市役所 子ども健康部保育課保育利用係 今川・山本
TEL:0533-89-2274 E メール : hoiku@city.toyokawa.lg.jp